

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「対象教員の調書（提出日平成27年12月3日）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成30年5月31日付けで行った部分開示決定は、別表に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

審査請求人は、平成30年4月25日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成27年12月3日（または平成27年12月3日～18日）に当時の〇〇〇立〇〇〇〇学校校長〇〇〇〇が〇〇〇教育委員会を通して埼玉県教育委員会へ提出した、〇〇〇〇の「対象教員の調書」の調書」について開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成30年5月31日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成30年7月24日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、全部開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成30年10月17日付けで実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成30年11月27日に、実施機関から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

本件対象保有個人情報、指導が不適切である教員に該当するか否かの認定に当たり、校長による率直な意見を記載することが予定されているものである。したがって、記入者である校長が当該教員本人に開示されることを望まないような記載をすることも考えられる。

仮に、不開示部分が開示されることとなった場合、今後、記入者である校長は、自らが記載した当該教員に係る具体的な評価内容が当該教員に開示される可能性があることを考慮し、当該教員との関係を悪化させたくないとの配慮から、否定的な評価についてありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりして、当該教員についての正確な情報の記録がなされなくなるおそれがある。このことから、不開示とした部分を開示すると、指導が不適切な教員の認定に係る事務の適正な遂行に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当すると判断し、部分開示としたものである。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象保有個人情報について

実施機関によると、市町村立学校の教員について、指導が不適切である教員の認定に係る申請は、指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、当該申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会が、埼玉県教育委員会に対し、申請することとされている。本件対象保有個人情報は、当該規定により、〇〇〇教育委員会が埼玉県教育委員会へ申請した、審査請求人に係る「指導が不適切である教員の認定に係る申請書」に添付された「対象教員の調書」である。

「対象教員の調書」は、対象教員が勤務する学校の校長が作成することとされており、その内容は、指導が不適切な疑いのある教員の「略歴」、「勤務の状況等」、「教育活動の状況」、「対人関係の状況」、「校務分掌遂行の状況」、「現在までに行ってきた改

善に向けての指導の記録」、「職場内の意見」、「児童・生徒、保護者等からの意見等の記録」、「対象教員に対する教頭等の意見」、「校長の総合所見」等により構成されている。

実施機関は、本件対象保有個人情報を開示請求に係る保有個人情報として特定し、その一部を条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消し、全部開示することを求めているので、当審査会では、本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 当審査会が事務局職員に、評価・判断を含む「事実」に係らない情報であり、かつ、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当するとした情報について、その判断の理由を調査させたところ、実施機関は、次の理由を示した。

(ア) 不開示とした部分は、それに続いて記載されている評価の記載に直接的な関わりが深い部分である。

(イ) ある特定の部分だけを開示することになると、審査請求人がその後の記載にあらぬ疑いを持ち、作成者に記載内容の確認を求めること等も懸念され、公正・公平な人事管理ができなくなるおそれがある。

(ウ) 審査請求人が開示部分の記載に関係のある者への不平や不満を訴えることも懸念される。

(エ) 開示された特定の部分だけで評価され、「指導が不適切な教員」として認定されたと捉えられてしまうことが懸念される。

(オ) 開示されることを前提としていない本件対象保有個人情報の評価に直接的に関わる部分が開示されることとなると、今後、作成者が調書の作成をためらい、市町村教育委員会が、指導が不適切である教員の認定に係る申請を控えるなど当該認定制度の運用が困難になり、適切な人事管理がなされなくなるおそれがある。

ウ 当審査会で本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示とした部分には、審査請求人の行った教育活動のほか、教員としての資質や能力に関する全体的な評価が記載されていることが認められた。

エ 一般に、人事管理上の公正かつ円滑な運営を確保するためには、評価の対象となる教員の行動や当該教員についての率直な評価などのありのままの情報が寄せられることが必要不可欠である。そうした人事評価に関する情報が開示されることとなれば、評価される側の教員の認識と評価者との認識の間に根本的な不一致があった場合には、どうしても本人が納得できないとして、両者において対立が生じ、学校運営に支障を及ぼすことも予想し得るところである。さらに、評価者は、評価の内容がそのまま評価される側に伝わることに対する配慮や、当該教員との関係を悪化させることを嫌うあまり、否定的な評価について、ありのままに「対象教員の調書」に記載することを差し控えたりするなどの事態が生ずることが予想され、結果的に公平かつ客観的な評価がなされなくなるおそれがある。そうすると、「対象教員の調書」の記載内容が形骸化又は空洞化することとなり、指導力不足教員に係る問題の解決が困難になることも否定できない。

したがって、教員としての評価や人物評価に係る情報は、開示することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

オ 一方、実施機関が不開示とした部分には、審査請求人の行った教育活動など事実に関する情報の記載も認められる。

実施機関は、これらの情報についても特定の部分だけで評価されたと捉えられる懸念があるため、適切な人事管理がなされなくなると主張する。しかし、記載されている情報は、校長の率直な意見を含むものとは認められない。

また、条例においては、県の実施機関に対する保有個人情報の訂正請求権及び利

用停止請求権を定めているが、これらの請求権は、開示を受けた保有個人情報について行使することができるものであり、換言すると、保有個人情報の開示請求権は、訂正請求権や利用停止請求権の行使の前提として当然に保障されるべきものであるといえることができる。

こうした条例の趣旨に鑑みると、保有個人情報のうち、評価・判断には及ばない「事実」に係る情報は、当該情報に係る本人に対しては最大限に開示されるべきであり、特定の部分だけで評価されたと捉えられる懸念があるため適切な人事管理がなされなくなるとして不開示とする実施機関の主張は容認できない。

カ 別表に掲げるこれらの情報は、評価を含まない事実に関する記載であると認められ、これらを開示しても適切な人事管理に支障が生ずるとは認められず、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当しないため、開示することが適当である。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(7) 付言

当審査会が本件処分に係る部分開示決定通知書を見分したところ、評価・判断を含み「事実」に係らないとして不開示とした情報について、その判断の理由を確認する必要があったため、前記(2)イのとおり事務局職員に調査させたところ、本件処分について更に詳細な理由を確認することができた。

ところで、行政手続条例(平成7年埼玉県条例第65号)第8条によれば、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」とされている。

この場合に求められる理由の提示は、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と合理性を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して開示しないこととされたかを部分開示決定通知書の記載自体から知り得るものでなければならない。

この趣旨に鑑みると、本件処分における部分開示決定通知書に、前記（２）イのとおりに示された理由が記載されていることが望ましいと考える。実施機関においては、今後、理由提示制度の趣旨を踏まえて、一部又は全部について不開示決定を行う際は、根拠条文と共に当該条文を適用した理由をより詳細に記載することを心掛けるべきである。

（答申に関与した委員の氏名）

早川和宏、西田幸介（平成31年3月31日まで）、東谷良子、大沢 光（平成31年4月1日以降）

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成30年10月17日	諮問（諮問第157号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成30年11月27日	実施機関から意見聴取及び審議
平成31年 1月21日	審議
平成31年 2月26日	審議
平成31年 3月25日	審議
平成31年 4月22日	審議
令和 元年 5月29日	答申

## 別表

開示すべき部分	
2枚目	4行目13文字目から30文字目まで
	17行目40文字目から18行目34文字目まで
	20行目26文字目から21行目7文字目まで
3枚目	8行目1文字目から22文字目まで
	32行目1文字目から33文字目まで
4枚目	2行目1文字目から20文字目まで
	2行目38文字目から3行目32文字目まで
	8行目4文字目から30文字目まで
	9行目1文字目から27文字目まで
	17行目1文字目から18行目32文字目まで
5枚目	3行目から4行目まで
	5行目1文字目から6行目3文字目まで
	7行目39文字目から8行目まで
	9行目
	12行目19文字目から13行目まで
	28行目1文字目から35文字目まで
	30行目1文字目から33文字目まで
	39行目1文字目から23文字目まで
6枚目	9行目38文字目から10行目まで
	13行目27文字目から14行目24文字目まで
	39行目20文字目から40行目まで
7枚目	4行目1文字目から22文字目まで
	12行目1文字目から22文字目まで
	18行目1文字目から22文字目まで
	23行目1文字目から33文字目まで
	32行目1文字目から20文字目まで

	3 7 行目 1 文字目から 3 9 行目 2 4 文字目まで
9 枚目	9 行目 1 文字目から 1 6 文字目まで
1 0 枚目	3 行目 1 6 文字目から 3 1 文字目まで
	2 1 行目 1 文字目から 1 6 文字目まで

※ 注意点 (文字の数え方)

- 1 「○」、「●」は、数えない。
- 2 「、」、「。」「(」「)」「・」は、1 文字と数える。
- 3 数字は、桁数にかかわらず、それぞれ 1 文字と数える。
- 4 文字及び行のスペースは、数えない。
- 5 行の文字数は、全て左から数える。